

身寄りのない方が「エンディング」に備える



高齢者の方から「身寄りがありませんが、死後は市がどんな対応をしてくれるのですか？ 迷惑をかけたくないし、不安です」といったお問合せを受けます。安心して毎日を過ごすために、納得いくようなエンディングの準備を、お元気なうちに整えておきませんか。いくつかの方法をご紹介します。

立川市高齢福祉課

どうなるの？引き取り手がいない場合

*ご葬儀・納骨は

ご自宅や病院で死去された方について、親族などご遺体の引き取り手が見つからない場合、警察や病院から市へその後の対応を依頼されます。市ではとり急ぎ葬儀会社にご遺体をお預けした上で、戸籍調査をして親族を探し、連絡を試みます。親族がなく、所持金もない場合は、やむなく公費で火葬され、無縁仏として合祀されます。

*住居や遺留品は

その場合、家財などについては、公営住宅なら丸ごと返還、借家なら大屋さんが処理、持ち家ならそのまま放置…とならざるを得ません。また、相続人に引き継がれない預貯金は、おろすことができずそのまま放置されます。

自分らしい旅立ちを用意しよう

しかし身寄りのない方でも、以下のような工夫や手続きによってトラブルの発生を防ぎ、ご自身の旅立ちをスマートに執り行うことができます。



1. 周囲の人が助かる記録ー【エンディングノート】

近年、世間でお勧めされているこのノート。書店で販売していますし、普通のノートでも結構です。連絡してほしい人、大切な物のありか、希望することなどを書き留め、電話の横など目立つ場所に置いておきます。警察が入室した際などは、このような記録をまず探します。正式な遺言状のような効力はありませんが、周囲の方にとって助かる記録です。

2. 葬儀・納骨等を依頼するー【生前契約^{せいぜんけいやく}】

生前に葬儀の内容をとり決めて契約を結び、一括払いや積立てで費用を預けると、亡くなった際にご遺体の搬送から納骨まで一切を執り行ってくれる葬祭業者や互助会があります。近年は利用が増えているようです（中には死後の諸手続きや遺言執行まで手掛ける業者もあります）。

3. 死後にしてほしい事務を依頼するー【死後事務委任契約】

葬儀関係に加えて、関係者への連絡、家財処分、残債支払い等の事務についても委任したい場合は、信頼できる相手（知人、司法書士、法律事務所等）と「死後事務委任契約」を結ぶことで対応できます。

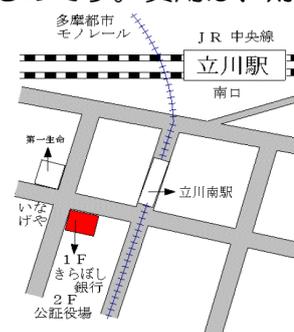
契約内容を公証役場★で「公正証書」（法的証明力を持つ公文書）として作成します。費用は17,000～数万円程度です。また契約書の作成を受任者に依頼する場合は、手数料が別途必要です。そして依頼内容を実行するのに必要な費用を、委託金として委ねておくこととなります。

4. 相続に関する意思を遺すー【公正証書遺言】

上記の「死後事務委任契約」は事務処理に関する契約なので、「誰にどの財産を譲りたい」など相続に関わる内容は委任することができません。この場合は「遺言」が必要となります。

「公正証書遺言」は、遺言者が公証人に相談しながら希望の内容を伝え、公証人が遺言者の意思を正確に文章にまとめ、証明力のある公文書として作成するものです。費用は、財産の額により5,000円～数万円です。

★立川公証役場 ☎ 042-524-1279 FAX 042-522-2402
〒190-0023 立川市柴崎町 3-9-21 エルフレア立川ビル 2階



5. 医療に貢献するー【献体登録】

医学生への解剖学実習にご遺体を提供することで、医療の発展に寄与します。遠い親族でもよいので、血縁者の同意を得ることが基本的な要件ですが、身寄りが全くない方は一部の大学に相談できる余地があるようです。費用は無料です。

実習終了後、ご遺体は大学側で丁寧に火葬され、毎年慰霊祭も行われるそうです。医科・歯科の大学または下記の献体協会に申込みを行うと、「献体登録証」（献体先大学と死亡時の連絡方法などが記載）が送られます。

公益財団法人日本篤志献体協会 ☎ 03-3345-8498 FAX 03-3349-1244

誰にも分かるよう、記録を残そう

以上のような手続きをせっかく行っても、誰にも気づいてもらえなければ無駄になってしまいます。知人に伝え、エンディングノートへの記録をお忘れなく！

そして、生活上の事で不安やお困りごとがあれば、いつでも高齢福祉課または地域包括支援センターへご相談ください。



立川市高齢福祉課 在宅支援係
☎042-523-2111 内線 1479